

● 雇用保険料率の改正について

雇用保険料率が平成21年4月1日から1,000分の4引き下げられる予定です。

雇用保険料率表

事業の種類	改定後 (平成21年度概算保険料の計算に使用)			改定前 (平成20年度確定保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15/1000	9/1000	6/1000
農林水産 清酒製造 の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17/1000	10/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18/1000	11/1000	7/1000

(注1)各保険料は賃金総額に対する率をいいます。

(注2)平成17年度より一般保険料額表は廃止されましたので上記表にて算出して下さい。

(注3)雇用保険の被保険者負担額は、支払賃金総額に被保険者負担率を乗じた額が負担額となります。この額に1円未満の端数が生じた場合には「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第3条」に基づき50銭未満の端数があるときには切捨、50銭以上1円未満のときには1円に切り上げることとなります。ただし、労使との間で慣習的な取扱いがある場合には、この限りではありません。